

「JA教育資金贈与専用口座」の新規お取扱い終了について

平素よりJA新潟市をご利用いただき、誠にありがとうございます。

租税特別措置法に基づく「教育資金の一括贈与に掛かる贈与税非課税措置」は、令和8年3月31日をもって終了となります。これに伴い、当JAでは、同特例を活用した「JA教育資金贈与専用口座」の新規口座開設、および既にお口座を開設しているお客様の新たなご入金（追加の預け入れ）を下記のとおり終了いたします。

口座開設等にあたり、ご準備いただく書類等もございますので、新規口座開設および追加のお預け入れをご検討中のお客様は、お早めに当JA窓口にご相談いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 新規口座開設受付終了日
令和8年3月31日（火）
2. 令和8年3月31日以前にお口座を開設いただいているお客様
令和8年4月1日以降、新たなご入金（追加の預け入れ）は承ることはできません。
なお、当初契約終了までは、引き続き従来どおり当JA窓口でお取引を承ります。

以上